



## 全社協・地域福祉部 News File No.41

令和2年9月23日号  
社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
地域福祉部/全国ボランティア活動振興センター

<https://www.zcwvc.net/>

### 今号のトピック

#### 未来の豊かな“つながり”アクション

- 「50円募金」に込めた思い 子どもたちにお菓子を コロナで苦境の家庭へ  
(滋賀県・滋賀県社会福祉協議会)
- コロナとの共存・共生 ～千羽鶴で願うコロナ終息～  
(大阪府・大阪市阿倍野区社会福祉協議会)
- 「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」オンラインサロン part2のご案内  
～新型コロナウイルス感染拡大下における ICT を活用したつながりづくり～

#### 全社協からのお知らせ

- 全社協『全社協 福祉ビジョン 2020』の具体化を図る全社協 行動方針」の策定（令和2年9月1日）
- 「広がれボランティアの輪」連絡会議「ボランティア・市民活動シンポジウム」（WEB開催）のご案内（令和2年10月4日）
- 全社協国際社会福祉基金委員会「国際交流・支援活動会員制度」のご案内

#### 新型コロナウイルス関連

- 令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の閣議決定（令和2年9月15日）
- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」の策定（令和2年9月15日）

#### 制度・施策等の動向

- 厚生労働省「第14回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」（令和2年9月11日）
- 内閣府「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（中間とりまとめ）」（令和2年9月15日）
- 内閣府「令和2年関係府省からの第1次回答に対する提案団体からの見解及び地方六団体からの意見の公表並びに関係府省への再検討要請について」（令和2年9月3日）

#### 情報提供・ご案内

- 全国経営協「【オンライン説明会の様子を動画で公開】社会福祉 HERO'S TOKYO 2020 プレゼンター募集」のご案内

#### <配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部  
市区町村社会福祉協議会

#### <<配信元>>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター  
TEL：03-3581-4655/4656 E-mail [c-info@shakyo.or.jp](mailto:c-info@shakyo.or.jp)

## 未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。
- ◎ また、随時、ホームページに掲載する事例も募集しております。[z-chiiki@shakyo.or.jp](mailto:z-chiiki@shakyo.or.jp) までご応募ください。

### 「50 円募金」に込めた思い 子どもたちにお菓子を コロナで苦境の家庭へ (滋賀県・滋賀県社会福祉協議会)

滋賀県社会福祉協議会では、新型コロナウイルスの影響で暮らし向きが厳しくなった世帯の子どもに菓子代をと、7月1日から滋賀県民に寄付を呼び掛ける「コロナショック！滋賀の子ども緊急支援募金」を始めます。スーパーや事業所、保育園など目標600カ所に募金箱設置をお願いし、「一人の50円、140万県民つながれば7000万円」を目標に、協力を求めています。

コロナによる失業・減収世帯を対象とした生活福祉資金の緊急貸付（特例貸付）の申し込みが急増し、3月下旬から5月末までに資金を借りた3102世帯の3割に当たる857世帯に、中学生以下の子どもがいます。第1回のプレゼントは6月中旬に、これら約900世帯に基金などから1世帯3,000円の金券を贈りました。

さらに支援を続けるため、9月末まで募金箱を置き、10月には次のプレゼントをお贈りする予定です。口座振り込みによる寄付の受け付けやインターネット経由の募金（クラウドファンディング）も開始します。

コロナ不況の影響はまだ続きます。県民のあたたかなまなざしでささやかなプレゼントを届け、子どもたちのほほえみが増えていくことを願っています。



未来の豊かなつながりアクション 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例  
<https://tunagari-action.jp/case/>

## コロナとの共存・共生 ～千羽鶴で願うコロナ終息～

(大阪府・大阪市阿倍野区社会福祉協議会)

大阪市に出た非常事態宣言。それを受けて、阿倍野区10地域で行っている介護予防教室「なにわ元気塾」も開催中止を余儀なくされました。それ以来、お電話での安否確認訪問をさせていただいていましたが、2か月そして3か月と長引く中で「早くみんなに会いたいなあ」「今日は誰とも話してない」という寂しい言葉が皆さんから出るように…。

何か「つながっていること」を実感出来ることはないかと考えて、家に閉じこもる一人ひとりの気持ちをまとめてコロナ終息を願う千羽鶴を折ることを提案しました。

安否確認のお手紙と一緒に折り紙をお届けすることはすぐに決まりましたが、感染拡大の防止を考えると回収方法には頭を悩ませました。地域会館に常駐するコーディネーターに届けていただくことも考えましたが、結局、返信用封筒を同封することになりました。久しぶりに折り紙をされる方も多く、「下手くそやけど心を込めて、一生懸命」に折られた鶴にメッセージが添えられて、続々と届き始めて机の上は封筒の山！嬉しさだけでなく、送ってくださった皆さんの寂しかった思いを感じました。

届いた鶴には地域福祉コーディネーターが一羽一羽心をこめて糸を通し、区役所玄関に展示。阿倍野区の皆さんに、温かい思いを発信しました。三密を避けなければならない今だからこそ、必要なことは「人と人とのつながり」。

「地域で生きる×地域で守る」ことの大切さを踏まえ、地域の新しい仕組み作りについて考えていきたいと思えます。



未来の豊かなつながりアクション | 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例  
<https://tunagari-action.jp/case/>

## 「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」オンラインサロン part2のご案内 ～新型コロナウイルス感染拡大下における ICT を活用したつながりづくり～

新型コロナウイルス感染拡大で、人と人とが互いに接触する機会を減らすことを求められ、これまで地域において、住民・市民が人に寄り添い、つながりづくりを進めてきたボランティア活動や市民活動にとって力を発揮しにくい状況になっています。

こうした状況の中、ICT などコミュニケーションツールを活用したつながりづくりが社協の中でも注目されはじめていますが、オンライン会議等に参加経験がない社協の割合が多いのが実情です。

そのため、「全国アクション」のホームページに掲載した事例の中で、ICT を活用した取り組みを実施する社協・団体から、ツールの活用方法や工夫をうかがい、参加者と意見共有ができるオンラインサロンを開催します。

【実施日時】令和2年10月13日（火）18時～19時30分

【実施方法】Zoom会議

【主な内容】事例報告①「社協 LINE 公式アカウント開設を通じた新たなつながりづくり」  
（東海村社会福祉協議会）

事例報告②「地縁をつなぐシニア支援型オンラインサロンサービス」  
（UDワーク）

事例報告を踏まえたグループ討議

【参加費】無料

【参加定員】100名

【参加対象】社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、生活協同組合、  
ボランティア団体・個人、民生委員・児童委員、行政、NPO など

【申込方法】

下記申込フォームにアクセスし、参加申込します。

【申込フォーム】 <https://forms.gle/wM7VhCkjsV5BNg8W6>

【申込締切】令和2年10月7日（水）※定員になり次第、締切

※詳細はホームページ（<https://www.zcwvc.net/>）をご確認ください。

## 全社協からのお知らせ

### 全社協『全社協 福祉ビジョン 2020』の具体化を図る全社協 行動方針」の策定（令和2年9月1日）

令和2年2月、全社協は、「全社協 福祉ビジョン 2020（以下、福祉ビジョン 2020）」を策定・公表しました。この「福祉ビジョン 2020」は、2020（令和2）年を始期とし、2040年を視野に入れつつ、当面、2030年までの10年間における横断的な取り組みとして、**社会福祉協議会**、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員、老人クラブ等、全国の福祉関係者が「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて、取り組むための方向性を示したものです。

「福祉ビジョン 2020」では、その実践に向けて8つの取り組みを示すとともに、具体化に向けてはそれぞれの組織ごとに行動方針を策定し、実践することを呼びかけています。

そこで、全社協として「福祉ビジョン 2020」を具体化するため、令和2年9月1日付で「全社協 行動方針」をとりまとめました。この「行動方針」は全社協自身の取り組みの柱を示したものであり、今後、この「全社協 行動方針」をもとに、全国の**社会福祉協議会**、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員等とともに、社会福祉事業の発展と社会福祉に関する活動の活性化を図り、「福祉ビジョン 2020」を推進してまいります。

#### 【全社協 行動方針】

- 1 「福祉ビジョン 2020」の推進を図ります
- 2 地域共生社会の実現に向け、多様な実践を図ります
- 3 福祉を支える人材の確保・育成・定着を図ります
- 4 福祉サービスの質と効率性の向上を図ります
- 5 社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設の基盤強化を図ります
- 6 災害発生時に迅速な支援ができるよう、平時から体制整備を図ります
- 7 福祉のナショナルセンターとしての組織運営を図ります

なお、地域福祉推進委員会では、「福祉ビジョン 2020」等を踏まえ、令和2年7月31日、市区町村社協の経営の基本的な考え方を示した「市区町村社協経営指針」の第二次改定を行っています。

また、「地域共生社会の実現に向けた社協事業の展開に関する都道府県・指定都市社協ウェビナー」の動画配信では、「福祉ビジョン 2020」を踏まえた今後の社協事業の展開、市区町村社協経営指針の改定等を踏まえた社協事業の展開について解説を行っています。

#### 地域共生社会の実現に向けた社協事業の展開に関する都道府県・指定都市社協ウェビナーの動画配信

時 間	主な内容
30分	特別講義『全社協福祉ビジョン 2020』を踏まえた今後の社協事業の展開 全社協副会長 古都 賢一
40分	事業説明①「市区町村社協経営指針の改定等を踏まえた社協事業の展開」 全社協地域福祉部長 高橋 良太

地域福祉・ボランティア情報ネットワーク 全社協地域福祉部研修動画サイト

<https://www.shakyo.or.jp/gyoumu/webseminar/index.html>

※ 「ID : webinar2020」「PASS : zchiiki4655」を入力すると視聴することができます。

**全社協** 全社協福祉ビジョン 2020～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～  
<https://www.shakyo.or.jp/download/vison2020.html>

「全社協 行動方針」の取り組み事項

1 「福祉ビジョン 2020」の推進を図ります

- 全社協構成組織はもとより、全国的な幅広い民間組織・団体、行政と連携・協働し、「ともに生きる豊かな地域社会」づくりに取り組みます。
- 時代の変化にあわせ（新型コロナウイルス禍も含め）、あらためて社会保障・社会福祉制度の重要性を認識し、その望ましいあり方を提起し、社会に発信していきます。

2 地域共生社会の実現に向け、多様な実践を図ります

- 市区町村社会福祉協議会が、多様な組織・関係者が連携・協働するための「連携・協働の場」になるよう働きかけるとともに、環境整備を図っていきます。
- 都道府県・指定都市社会福祉協議会が、市区町村社会福祉協議会が地域のなかの「連携・協働の場」となることを下支えし、促進するよう働きかけるとともに、環境整備を図っていきます。
- 社会福祉法人・福祉施設と社協の連携・協働による地域における公益的取組の実践を促進するよう働きかけるとともに、環境整備を図っていきます。
- 民生委員・児童委員が、地域住民に寄り添い、地域で支援が必要な人を発見し、関係機関につなげていく役割を一層発揮できるよう、活動環境整備を図っていきます。
- アジア社会福祉従事者研修等を通じ、今後も国際協力を促進します。

3 福祉を支える人材の確保・育成・定着を図ります

- 「新しい生活様式」にも応じて福祉サービスを継続するなど、緊急事態や環境の変化に柔軟に対応し、どのような状況においてもサービスが継続できるよう、社会福祉法人・福祉施設や社協の人員体制の強化に向けた要望活動等を実施し、実現に取り組んでいきます。
- 少子高齢化がさらに進み、労働力人口が減少する 2030 年を見据えて、福祉現場で多様な人材が活躍できるよう、研修や情報提供、マッチング支援等を強化し、福祉人材の確保・育成・定着を促進していきます。
- 働き方改革の推進とともに社会的使命をより果たせる組織をめざして、福祉を支える人たちが働きやすく、やりがいを感じることできる、魅力ある職場づくりを進めるよう、社会福祉法人・福祉施設や社協等に情報を提供し、取り組みの促進を働きかけていきます。
- 福祉人材のすそ野を広げるために、福祉現場の魅力など情報発信を強化し、福祉教育の充実に取り組んでいきます。

4 福祉サービスの質と効率性の向上を図ります

- 多様な生活課題等に対応し、福祉サービスにおける権利擁護の推進を強化していきます。
- 誰もが地域で尊厳と意思が尊重され、その人らしく生活を続けられるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業を拡充していきます。
- 苦情解決事業の実施や第三者評価事業の受審を促進し、福祉サービスの質の向上に向け取り組んでいきます。
- 社会福祉法人・福祉施設等において、福祉サービス提供手法の改善を図るよう働きかけ、福祉人材の多機能化を進めるとともに、ICT・AI 等の技術活用を通して、福祉現場におけるサービスの質の向上と効率化を促進していきます。

5 社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設の基盤強化を図ります

- 社協が「連携・協働の場」の機能を果たすために、適切な委託費や寄付金等、財源の多様化を働きかけるとともに、社協職員の確保および雇用の安定化を図るために、要望活動等を進めます。
- 社会福祉法人・福祉施設や社協が SDGs の推進を図る企業との連携を強化するとともに、自ら SDGs を推進することへの理解と取り組みの促進を働きかけていきます。
- 国や自治体とのパートナーシップの強化を図り、政策提言を行い、その実現に取り組んでいきます。

6 災害発生時に迅速な支援ができるよう、平時から体制整備を図ります

- 平時から災害に備え、災害発生時に迅速に支援を進められるよう、法整備および公的資金の確保に向けた働きかけを強化し、体制整備を図っていきます。
- 災害発生時にすみやかに災害ボランティアセンターを設置・運営し、被災者支援を行えるよう、平時から必要な知識経験のある人材の養成を行っています。
- 災害発生後直ちに福祉的支援活動を進めることができるよう、平時から行政と福祉関係者が協力して、災害発生時の包括的支援体制の構築を進めます。あわせて、社会福祉法人を中心に「災害派遣福祉チーム (DWAT)」を組織し、専門性のある人材を養成していきます。

7 福祉のナショナルセンターとしての組織運営を図ります

- 「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向け、必要な要望、課題意識、福祉の価値を体現する実践等の発信を積極的に行います。
- 全社協が福祉のナショナルセンターとしての機能を十分に発揮できるよう、組織運営の活性化、重点事業の展開、財政基盤の安定化を追求していきます。
- 事務局の機能強化に向けて、働き方改革を推進し、事務局組織・職員体制を見直していきます。
- 職員間や関係者とのコミュニケーションをはかり、活発な議論の行われる風通しの良い職場づくりを追求していきます。
- 人権、人格を尊重し、職員一人ひとりが十分に能力を発揮できるよう、職員の育成、専門性と総合性を高めるための職員研修を継続的に進めていきます。

## 「広がれボランティアの輪」連絡会議「ボランティア・市民活動シンポジウム」(WEB開催)のご案内(令和2年10月4日)

「広がれボランティアの輪」連絡会議(※)は2019年に創設25周年を迎えました。

現在、少子高齢化・生活困窮や社会的孤立、生活スタイルの変化や在留外国人の増加等による地域の多様化、そして地球規模での環境問題への対応など、国内外で多くの課題が生じています。さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的規模での拡大は、これまでの社会のあり方を問い、新たな社会を模索する動きに連なっています。

そこで、これまでのボランティア・市民活動の歩みを振り返るとともに、With コロナ、そして After コロナにおける社会とボランティア・市民活動のあり方を展望するため、ボランティア・市民活動シンポジウムを開催します。

(※)「広がれボランティアの輪」連絡会議(会長:上野谷 加代子 同志社大学 名誉教授)は、あらゆる国民が「いつでも、どこでも、誰でも、楽しく」ボランティア・市民活動に参加できるような環境づくり、気運づくりを図る目的で、全国的なボランティア・市民活動推進団体や学校教育・社会教育関係団体、青少年団体、協同組合、労働団体、マスコミ系社会事業団等により1994(平成6)年6月に結成されました。

現在55団体が加盟しており、ボランティア・市民活動への全国的な参加よびかけ、ボランティア・市民活動のあり方に関する懇談会やシンポジウム、フォーラムの開催、提言活動等の広報・啓発活動を推進しています。事務局は、全国社会福祉協議会全国ボランティア・市民活動振興センターが担当しています。

### 「広がれボランティアの輪」連絡会議「ボランティア・市民活動シンポジウム」

#### 【全体テーマ】

誰ひとり取り残さないためのボランティア・市民活動の挑戦～持続可能な私づくり、社会づくり～

【日 程】令和2年10月4日(日)13時～15時30分(WEBによる開催)

【対 象 者】ボランティア・市民活動の推進者、推進団体、関心のある方

【参 加 費】無料

【主な内容】

※ 敬称略

(1) 開会・開会あいさつ

上野谷 加代子(「広がれボランティアの輪」連絡会議会長/同志社大学名誉教授)

(2) 記念講演「我が国の社会課題、コロナ禍での経済情勢や動向をふまえた、今後のボランティア・市民活動について」

〔講師〕神野 直彦(日本社会事業大学 学長)

(3) シンポジウム

※ 記念講演の提起をふまえ、今後のボランティア・市民活動のあり方について、シンポジスト各自の活動をふまえて議論します。

〔シンポジスト〕

① 協同(協働)の視点

二村 睦子(日本生活協同組合連合会 執行役員・組織推進本部長)

② 企業の社会貢献、働く人々の視点

長澤 恵美子(日本経済団体連合会 SDGs本部 統括主幹)

③ NPO、市民活動推進組織等の推進者の視点

永井 美佳(大阪ボランティア協会 事務局長)

④ 地域の実践者の視点

梅澤 稔(東京都千代田区社会福祉協議会 地域協働課 課長)

〔コメンテーター〕

神野 直彦(日本社会事業大学学長)

〔コーディネーター〕

原田 正樹(「広がれボランティアの輪」連絡会議副会長/日本福祉大学副学長)

④ 閉会あいさつ

山崎 美貴子(「広がれボランティアの輪」連絡会議顧問/東京ボランティア・市民活動センター所長)

「広がれボランティアの輪」連絡会議

<https://www.hirogare.net/>

## 全社協国際社会福祉基金委員会「国際交流・支援活動会員制度」のご案内

全社協の国際交流・支援活動は、アジア社会福祉従事者研修を軸として実績を積み重ねてきました。

40年に及ぶ取り組みには、多くの社会福祉法人・社会福祉施設、助成財団などから協力・支援をいただけてきました。また、アジアで大規模な災害が発生した際にも支援活動への多額の募金をお寄せいただけてきました。

全社協では、このような国際交流・支援活動を活動面・資金面で支えていただくために「国際交流・支援活動会員制度」を設けております。

福祉分野における国際交流・支援へのご理解と参加、協力をもとに、活動の充実・発展に努めてまいります。

多くの福祉関係者の皆さまのご参加（登録）をお願いいたします。

### 【会費のおもな用途】

- アジアのソーシャルワーカー育成
  - 「アジア社会福祉従事者研修」「修了生フォローアップ研修」で来日する研修生の招へい費用と日本での滞在費、日本語学習費、施設研修費等に利用させていただいています。
- アジアの国ぐにの福祉活動支援
  - アジア社会福祉従事者研修の修了生が母国で取り組む福祉活動の活動費や修了生地域セミナーの開催費用として役立てられています。
- アジアの国ぐにとのネットワークづくり
  - 「スタディ・ツアー」、「日本・韓国・台湾民間社会福祉代表者会議」、「アジア社会福祉セミナー」等の開催費に利用させていただいています。
- アジア地域における災害時福祉活動支援
  - アジア地域で発生した大規模災害等を対象に、その都度福祉関係者に募金を呼びかけ、被災地で取り組まれている福祉活動を支援してきています。

### 【法人・組織会員／個人会員】

- 法人・組織会員 年額5万円（1口）以上の拠金をお願いします。
  - 趣旨に賛同し、福祉関係の国際交流・支援活動への参加や支援を行っていただける社会福祉法人や福祉関係の団体・組織等を対象とします。
  - ※ 「賛助会員」主に経済的に活動を支援していただく法人・組織等
- 個人会員 年額5千円以上の拠金のお願いします。
  - 趣旨に賛同し、福祉関係の国際交流・支援活動への参加や支援を行っていただける個人の方を対象とします。

### 【ご入会いただいた皆さまには】

- 国際交流・支援活動の活動情報、参加情報をいち早くご提供いたします。
  - スタディ・ツアーや国際会議などの開催案内
  - 日本国内で開催する国際交流・支援活動プログラムに関する情報
  - ニュースレター“きぼう”の送付
  - 国際交流・支援事業の実施計画と実施状況
- 法人・施設が独自にすすめる国際交流・支援活動を支援します。

全社協 国際交流・支援活動会員制度のご案内

<https://www.shakyo.or.jp/bunya/kokusai/member.html>



## 新型コロナウイルス関連

### 令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の閣議決定（令和2年9月15日）

令和2年9月15日、政府は、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費及び令和2年度一般会計の予備費の使用を閣議決定しました。

令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費として、11兆5,000億円が計上されていますが、今回の閣議決定では、発熱患者の増加が予想される冬に向けて、新型コロナウイルスの検査態勢を拡充する費用等の1兆6,386億円の支出を決定しました。

この中には、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費や重症化リスクの高い高齢者等の検査費用の助成に必要な経費のほか、個人向け緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の受付期限が令和2年12月末までに延期されたことに伴う経費として約3,142億円が、生活困窮者住居確保給付金の支給に必要な経費として約219億円が計上されています。

#### 令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用

※ 全社協地域福祉部整理

##### <厚生労働省所管>

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援等に必要な経費	1,197,882,532 千円
新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの確保等に必要な経費	77,607,309 千円
重症化リスクの高い高齢者等の検査費用の助成に必要な経費	5,137,650 千円
後期高齢者医療給付費負担金等に必要な経費	1,038,312 千円
個人向け緊急小口資金等の特例措置の延長に必要な経費	314,243,405 千円
生活困窮者住居確保給付金の支給に必要な経費	21,891,653 千円
新型コロナウイルス感染症に係るワクチンを共同購入する国際的な仕組みへの参加に必要な経費	17,176,852 千円

##### <経済産業省所管>

早期かつ大量の感染症検査の実現に向けた実証事業に必要な経費	1,897,853 千円
感染症対策関連物資生産設備補助事業に必要な経費	1,739,381 千円
計	1,638,614,947 千円

##### (参考)

新型コロナウイルス感染症対策予備費予算額	11,500,000,000 千円
前回までの使用累計額	2,034,204,183 千円
今回使用額	1,638,614,947 千円
差引残額	7,827,180,870 千円

首相官邸 令和2年9月15日（火）定例閣議案件

<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugi/2020/kakugi-2020091501.html>

厚生労働省 緊急小口資金等の特例貸付の受付期間を延長します

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13601.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13601.html)

厚生労働省 緊急小口資金等の特例貸付の受付期間等について（令和2年9月15日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000672944.pdf>

厚生労働省 「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」の一部改正について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000673581.pdf>

厚生労働省 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の運用に関する問答集（vol.12）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000673582.pdf>

## 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」の策定 (令和2年9月15日)

令和2年9月15日、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部は、国と地方自治体の協働のもと、新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充を図る観点から、「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」を策定しました。

この指針は、令和2年8月28日に決定された「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」の中で、「季節性インフルエンザ流行期を踏まえた検査需要に対応できるよう、国が都道府県に対し指針を示し、地域における外来診療の医療提供体制と検体採取体制を踏まえて早期に新たな検査体制整備計画を策定するよう要請する」とされたこと等を踏まえ、策定されたものです。

指針では、基本的な考え方として、新型コロナウイルス感染症の検査について、①検査が必要な者がより迅速・スムーズに検査を受けられるようにすること、②濃厚接触者に加え、感染拡大を防止する必要がある場合には広く検査を受けられるようにすることが重要としています。このため、感染拡大を防止する必要がある場合には、現に感染が発生した施設等に限らず、地域の関係者を幅広く検査することができるので、積極的な検査を実施するよう都道府県等に求めています。

また、特に、医療機関、高齢者施設等の入所者は重症化リスクが高いため、施設内感染対策の強化が重要であることを強調しています。その上で、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に、「一斉・定期的な検査の実施」を行うことを求めています。その際、必要に応じて「出張方式」で検体採取等を行う等の検査実施の体制づくりも検討するよう求めています。なお、ここでの「一斉・定期的な検査の実施」は検査の頻度などを決めて機械的に実施することを求めているのではなく、その期間、医療機関や高齢者施設等に勤務する方や入院・入所者全員を対象に、感染者が多数発生している、あるいは、クラスターが発生している間は、都道府県等が必要と判断したタイミング・頻度で、一回に限らず検査をするといったことを念頭においたものとされています。

「一斉・定期的な検査の実施」に関連して、全社協政策委員会（地域福祉推進委員会、都道府県・指定都市社協がそれぞれ構成団体）では、地域福祉推進委員会正副委員長会議や企画小委員会、市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会等での議論を踏まえ、令和2年8月27日、厚生労働大臣宛に提出した「社会福祉施設・事業所従事者への新型コロナウイルスワクチン優先接種等にかかる緊急要望」の中で、①すべての社会福祉施設・事業所の中の従事者を新型コロナウイルスワクチンの優先接種の対象すること、②社会福祉施設・事業所の関係者全員が優先的にPCR検査を受けられるように徹底することを要望してきました。

**厚生労働省** 「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000672623.pdf>

**全社協政策委員会** 社会福祉施設・事業所従事者への新型コロナウイルスワクチン優先接種等にかかる緊急要望

<http://zseisaku.net/data/te020827.pdf>

## 制度・施策等の動向

### 厚生労働省「第14回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」(令和2年9月11日)

令和2年9月11日、第14回障害福祉サービス等報酬改定検討チームが開催され、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けて、各サービスの報酬等のあり方について検討が行われました。

今回の検討チームでは、①共同生活援助、②自立生活援助、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、③自立訓練（機能訓練・生活訓練）、④地域生活支援拠点等について論点が示されました。

#### 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた論点（令和2年9月11日）

※ 全社協地域福祉部整理

##### ① 共同生活援助

- グループホームにおける重度化・高齢化への対応を図る観点から、重度障害者に対する加算や、日中サービス支援型グループホームの報酬、個人単位の居宅介護等の取扱い等についてどう考えるか。
- 夜間支援体制の充実等の観点から、夜間支援等体制加算（I）を見直してはどうか。

##### ② 自立生活援助、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

- 自立生活援助を推進する観点から、サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める要件緩和を行うことについてどう考えるか。
- 自立生活援助の標準利用期間や支給決定期間の更新の取扱いについてどう考えるか。
- 自立生活援助を推進する観点も踏まえ、基本報酬の対象者の範囲についてどう考えるか。
- 自立生活援助の業務の適切な評価の観点から、複数回の同行支援や夜間の緊急訪問・電話相談の評価についてどう考えるか。
- 地域移行支援の取組の推進や地域移行に向けたインセンティブを高めるため、地域移行実績の更なる評価についてどう考えるか。

##### ③ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

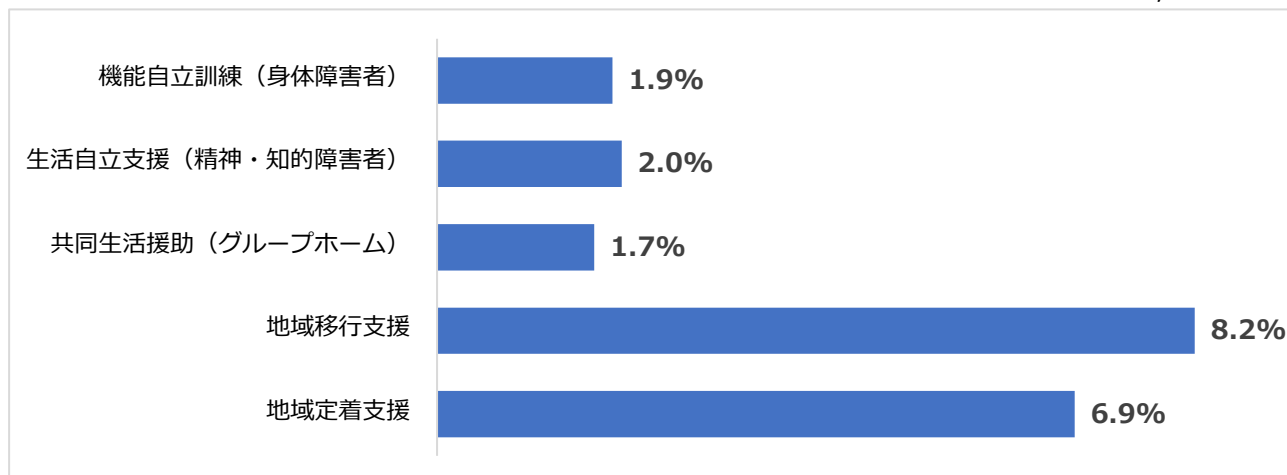
- 自立訓練における支援の在り方についてどう考えるか。

##### ④ 地域生活支援拠点等

- 地域生活支援拠点等の整備や機能の充実を図る観点から、地域生活支援拠点等として、在宅の障害者の緊急時の短期入所の受入れや訪問対応を行う事業所の報酬について、どう考えるか。

厚生労働省 第14回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13497.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13497.html)

【参考】平成30年社協における障害者総合支援法による障害福祉サービスの実施率（N=1,512社協）



(出所)『社会福祉協議会活動実態調査等報告書 2018』

## 内閣府「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（中間とりまとめ）」（令和 2 年 9 月 15 日）

令和 2 年 9 月 15 日、内閣府「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」（座長：山野目 章夫 早稲田大学大学院法務研究科教授）は、「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（中間とりまとめ）」を公表しました。

この会議は、新公益法人制度の発足から 10 年が経過する中、複数の不祥事が発生するなどの公益法人の活動の状況等を踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）に基づき、公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行うため、内閣府特命担当大臣（規制改革）の下に設置されたもので、今回の中間とりまとめは計 9 回の検討内容を整理したものです。

### 公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する論点と取組の方向性

※ 全社協地域福祉部整理

#### (1) 役員や社員・評議員のより一層の機能発揮

##### ① 役員や評議員における多様な視点の確保

- 理事、監事及び評議員のうち、それぞれ、少なくとも一人については、法人外部の人材から選任することが有効。

##### ② 役員に対する社員・評議員の牽制機能の強化

- 社員及び評議員の人数を定款で定めた理事の人数を超えるものとするは有効。

##### ③ 評議員による役員等の責任追及の訴えの提起

- 公益財団法人の評議員にも、公益社団法人の社員と同様に、役員等の責任追及の訴えを提起することができる権限が付与される方向で検討。

#### (2) 会計監査人の設置義務付け範囲の拡大

##### ① 会計監査人による監査の意義

##### ② 会計監査人の設置義務付け範囲

- 会計監査人の設置義務付け範囲を拡大すべき。

##### ③ 補助金等の受給と外部監査

- 補助金等を受給している場合の外部監査については、補助金を受ける場合の要件とすることや、補助金等の性質に応じて義務付けるといった方法も考えられる。

#### (3) 透明性の確保の推進

- 関係書類（定款、社員・評議員・理事・監事の名簿、事業報告書、計算書類、事業計画書、収支予算書等）を「請求」という手続を経なくてもポータルサイト「公益法人 information」で直ちに閲覧できるようにすべき。

#### (4) 法人による自主的な取組の促進・支援

- 以下の方法により、法人のガバナンス強化に向けた自主的な取組を支援。

イ) 法人個々の担い手がガバナンスの確保を図るための行動準則（チャリティ・ガバナンス・コード）の策定に法人が率先して取り組むことを促すよう、優良事例を収集・紹介するとともに、策定のための会議へのオブザーバ参加、実務上の助言、会議場所の提供など、法人からの求めに積極的に対応する。

ロ) 義務がなくても自主的に会計監査人を設置する法人については、そうした事情も勘案して立入検査の必要性を判断するなど、その動機づけを図る。

ハ) 評議員会や社員総会といった法律上の手続とは別に、評議員・社員と日常的に意見交換する機会を設けるなど、法人運営についての執行部と評議員等の円滑な意思疎通を図る優良な取組事例を収集し、紹介する。

ニ) 外部人材として選任された者も含め、理事や評議員と監事が連携して適切なガバナンスの確保を図っている優良な取組事例を収集し、紹介する。

ホ) 行動準則（チャリティ・ガバナンス・コード）の策定状況や、自己点検結果及び不遵守の理由、今後の取組への姿勢等についてポータルサイトに公表する仕組みを整備する。さらに、そうした公表を行った法人について、一定の評価を行うなど、その動機づけを図る。

#### (5) 残余の財産への行政庁の関与

- 公益認定の取消し等や解散の際の残余の財産の額や帰属先については、現行の届出のままで良いか、新たな措置が必要か、検討が必要。

内閣府 公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議

[https://www.koeki-info.go.jp/regulation/governance\\_meeting.html](https://www.koeki-info.go.jp/regulation/governance_meeting.html)

e-Gov 公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（中間とりまとめ）に関する意見募集

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=095200840&Mode=0>

**内閣府「令和2年関係府省からの第1次回答に対する提案団体からの見解及び地方六団体からの意見の公表並びに関係府省への再検討要請について」（令和2年9月3日）**

令和2年9月3日、内閣府は、令和2年の地方分権改革に関する地方自治体からの提案について、関係府省からの第1次回答に対する提案団体からの見解及び地方六団体からの意見を踏まえ、地方分権改革推進室から関係府省に対して再検討要請を行いました。

社協事業に関連した内容では、「小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し」が挙げられています。

提案団体からの見解等を踏まえ、今後、関係府省からの第2次回答が示される予定です。

**令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項**

※ 全社協地域福祉部整理

【提案事項（事項名）】

- 小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し

【提案団体、（追加共同提案団体）】

- 鳥取県、（北海道、苫小牧市、千葉県、南知多町、堺市、熊本市）

【求める措置の具体的内容】

- 小規模多機能型居宅介護については、厚生労働省令により、登録定員と1日当たりの利用定員に上限が設けられているが、小規模多機能型居宅介護の普及に向け、登録定員、利用定員を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とする。

【厚生労働省からの第1次回答】

- ご提案の内容は、地域の実情に応じて、小規模多機能型居宅介護の定員を拡大出来るようにすることを求めるものであるが、この点については、複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者身近な地域でのサービス提供が可能となる既存の仕組みの「サテライト型事業所」（最大2箇所まで。1箇所当たり最大で、登録定員が18名、利用定員が通い12名・泊まり6名であるため、登録定員で言えば最大29+18+18=65名）を設置することによって、解決できると考えるため、当該仕組みの活用をご検討頂きたい。なお、サテライト型事業所の整備に当たっては、地域医療介護総合確保基金の「介護施設等の整備に関する事業」の活用が可能である。
- また、経営状況の改善に当たっては、定員規模の拡大以外にも、市町村独自報酬による加算が制度上設けられているので、当該仕組みの活用もご検討頂きたい。
- さらに、サテライト型事業所を設けるだけのニーズがない場合の対応に関しても、令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）を踏まえ、市町村（＝介護保険の保険者）や都道府県の代表者も参加している社会保障審議会介護給付費分科会において、「過疎地域等において一定の条件を満たす場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わない措置を講ずること」について、どう考えるか。
- 仮に措置を講ずる場合、対象地域、一定の条件、一定の期間について、どう考えるかを事務局から論点として提示し、議論を進めているところであり、その結果を踏まえて対応していく予定である。（令和2年7月8日第179回社会保障審議会介護給付費分科会）

【厚生労働省からの第1次回答を踏まえた提案団体（鳥取県）からの見解】

- （サテライト型事業所の設置について）厚生労働省が行った令和元年度介護事業経営概況調査結果によれば、小規模多機能型居宅介護の収支差率は2.8%で、半数以上の事業所が赤字となっている。また、令和2年7月に鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会が行った調査でも、県内事業所の約38%が赤字であり、このような厳しい経営状況の中で自己資金を拠出してサテライト型事業所を新たに整備することは困難である。
- （市町村独自報酬について）市町村独自報酬による加算は、同一サービスの利用であるにも関わらず、特定の地域の利用者の負担増につながるため、慎重に検討されるべきものとする。
- （令和元年の地方からの提案について）令和元年度の地方からの提案は、登録定員を超過した場合にあくまで一定の期間に限り介護報酬の減算を行わないこととするものであり、提案が措置されたとしても、緊急避難的な取扱いにとどまり、経営の安定化には貢献しない。（なお、当県では過疎地域内の事業所は1割程度であり、厚生労働省において検討中の措置が実現されたとしても、課題の解決にはつながらない。）
- （制度創設時の利用者想定と実際の利用者について）小規模多機能型居宅介護は、創設時に利用者として要介護度3.5程度の中重度者を想定して制度設計されたが、現状として、鳥取県内事業所の平均要介護度は2.2であり、厚生労働省の介護給付費等実態統計でも、実際には要介護度2以下の軽度者が利用者の過半数を占めている状況である。利用者想定と実際の利用者に齟齬が生じているのは明らかであり、制度創設から15年を迎えた今、介護報酬の設計や定員設定の在り方を含む制度自体を見直す時期なのではないか。

内閣府 令和2年関係府省からの第1次回答に対する提案団体からの見解及び地方六団体からの意見の公表並びに関係府省への再検討要請について

[https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu\\_saikentou.html](https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2020/teianbosyu_saikentou.html)

## 情報提供・ご案内

### 全国経営協「【オンライン説明会の様子を動画で公開】社会福祉 HERO'S TOKYO 2020 プレゼンター募集」のご案内

社会福祉の仕事は、クリエイティブで面白い！

そんな思いを胸に、社会福祉の現場で様々な挑戦を実践している若手スタッフの声を、まだ社会福祉に触れたことのない人たちに伝えるイベント、それが「社会福祉 HERO'S TOKYO 2020」。

令和2年9月3日、今年の「社会福祉 HERO'S TOKYO 2019」の登壇したヒーローたちがイベントの魅力や、プレゼンターとして登壇することのおもしろさなどを語る「オンライン説明会」を開催しました。

その様子を収録した動画を公開！ぜひ下記よりご覧ください！

**全国の社会福祉協議会職員の皆さんの「社会福祉 HERO'S TOKYO 2020」プレゼンターへのご応募もお待ちしています。**

来たれ！社会福祉の未来をつくるヒーローたち！

#### 社会福祉 HERO'S TOKYO 2020 プレゼンター応募要項（概要）

【開催日】令和3年2月中旬～3月中旬のいずれか1日で開催

【開催方法】オンラインを活用したLIVE配信により開催！

【ブロック割制】7つのブロック（※）に分け、各ブロックつき1名の代表（計7名）がプレゼンターとしてオンラインで登場し、ベストヒーロー賞（1名）をめざします。

（※）北海道・東北ブロック、北関東・信越ブロック、南関東・甲信ブロック、東海・北陸ブロック、近畿ブロック、中国・四国ブロック、九州ブロック

【審査方法】

第1次審査（10月上旬）：エントリーシートによる選考

第2次審査（10月中旬）：オンライン審査会（zoomを使用し、面談を行います）

最終審査会（10月下旬）：有識者等による審査

⇒ 各ブロックにつき代表1名（計7名）のプレゼンターを決定。

【審査基準】

- 社会福祉の世界を変えたい、社会福祉の魅力をたくさんの人たちに伝えたいという熱い思いを持っているか。
- 実際の社会福祉の現場で、その経験や実績があるか。

【応募資格】

- 社会福祉の世界を変えたい！社会福祉の魅力をたくさんの人たちに伝えたいという熱い思いを持つ、**社会福祉法人に所属する20代～30代までの若手職員。**

※ **全国の社会福祉協議会職員の皆さんからのご応募もお待ちしております**

【応募方法】下記2点を社会福祉 HERO'S TOKYO 2020 事務局までメールまたはFAXにて送信。

① エントリーシート

② プロフィール写真

※ エントリーの際には、所属法人の許可を取っていただくことが条件となります。

※ エントリーシートは下記URLからダウンロードすることができます。

【応募締切】令和2年9月30日

【問合せ先】

社会福祉 HERO'S TOKYO 2020 事務局（全国社会福祉法人経営者協議会事務局）

TEL：03-3581-7819 FAX：03-3581-7928 E-mail：[shafuku-heros@shakyo.or.jp](mailto:shafuku-heros@shakyo.or.jp)

社会福祉 HERO'S 【オンライン説明会の様子を動画で公開】社会福祉 HERO'S TOKYO 2020 プレゼンター募集！

[http://www.shafuku-heros.com/news/event2020\\_3/](http://www.shafuku-heros.com/news/event2020_3/)

社会福祉 HERO'S 社会福祉 HERO'S TOKYO 2020 エントリーシート（PDF）

<http://www.shafuku-heros.com/wp/wp-content/uploads/2020/08/1111111111.pdf>